

伊達市雇用促進奨励金のご案内

伊達市への 投資と雇用を 応援します!



©ガイナ/福島県伊達市

新規の正規雇用者1名に対して

50万円/年を3年間交付します。

※1 事業者あたりの上限あり

条件 下記のすべてに当てはまる方が対象です。

業 種 以下の業種を業として行うこと。（詳細についてはお問い合わせください）

製造業

情報通信業

データセンター業

倉庫業

コールセンター業

先端技術／研究開発

（以上、日本標準産業分類による）



©ガイナ/福島県伊達市

投資金額

伊達市内に新たな事業所を設置、若しくは新たに生産性を向上させる新たな設備投資を1億円以上行うこと。
（中小企業※1においては2,000万円以上）

雇用条件

新規事業所の設置、設備投資に伴い、新たに伊達市の住民を正規雇用※2し、1年以上継続して雇用すること。

その他の条件

市税の滞納が無いこと。市内に固定資産※3を有していること。

※1 中小企業：中小企業基本法第2条第1項各号に定められた企業

※2 正規雇用：①直接雇用され、雇用期間の定めがないこと ②雇用保険に加入していること

※3 固定資産：土地・家屋・償却資産



伊達氏発祥の地

お問い合わせ

伊達市役所 商工観光課 企業誘致推進室
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
☎: 024-573-5632 / FAX: 024-573-5865
✉: syoukou@city.fukushima-date.lg.jp

伊達市雇用促進奨励金

助成内容

新規立地、設備投資に対して、新規に雇用された正規従業員1人に対して1年ごとに50万円を交付します。（交付期間は3年間）
※1事業者あたりの上限額…年間1,000万円まで

交付申請

新規に雇用した正規従業員が雇用開始から1年を経過した時点より、1年ごとに交付申請ができます。
（毎年申請が必要です）



Q 中古は対象となりますか？

A 対象となります。

Q リースは設備投資として扱われますか？

A ファイナンスリースは対象となります。（賃貸借は対象となりません）

Q 雇用について欠員補充は対象となりますか？

A なりません。基本的に正規従業員の雇用者数が増えた場合が対象となります。

Q 雇用した従業員が市外へ転勤になった場合はどうなりますか？

A 就労場所と従業員の住所が伊達市にある必要があるため、対象外となります。

Q 設備の修繕、機械設備の修理や入れ替えは設備投資になりますか？

A 性能の向上がはかられ、固定資産の増加となる場合は設備投資とみなします。（更新は対象外です）

Q グループ企業内で設備の移動を行い増産する場合は対象となりますか？

A 原則的に費用の発生が必要のため、対象外となります。

Q 事業所の操業開始、設備投資の完了からいつまでに雇用をすればいいですか？

A 操業開始の前後6ヶ月となります。但し、投資計画や雇用計画で事前に投資と結びついた雇用であることを確認できることが必要です。

※投資の完了とは、設備の納入された日、または設備の償却が開始された日です。新規立地の場合は法人の設立した日等になります。



お問い合わせ

伊達市役所 商工観光課 企業誘致推進室
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
☎: 024-573-5632 / FAX: 024-573-5865
✉: syoukou@city.fukushima-date.lg.jp